

記載要領等	相続税の申告書第 1 表の付表 4 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書
-------	---

《使用目的》

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

《記載要領等》

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など遺贈により取得した資産の種類を、「細目」、「利用区分・銘柄等」、「所在場所等」、「面積、数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表の付表 1 から付表 4 に準じて記入します。
 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
 - (1) 「④」又は「⑧」の各欄は、「③」又は「⑥」の各欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
 - (2) 「⑤」又は「⑬」の各欄は、「④」又は「⑧」の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
 - (3) 「⑦」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
 - (4) 「⑨」欄には、「⑦」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
 - (5) 「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を基に我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定を適用して計算した「防衛特別法人税の額」を記入します。
 - (6) 「⑪」又は「⑫」の各欄には、「⑦」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」又は「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額等から控除する、法人税等の額に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑫」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合に、その相続税の額から控除することができます。